

旧優生保護法国家賠償訴訟の最高裁判所大法廷判決を受けて、 被害の全面的回復を求める会長声明

- 1 本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の5件の上告審において、裁判官15名全員一致で、旧優生保護法に基づき実施された強制不妊手術に関する被害の国家賠償請求権に対する除斥期間（改正前民法第724条後段）の適用を制限し、被害者は救済されるべきであるとする判決を言い渡した（以下「本判決」という）。
- 2 旧優生保護法は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として1948年に制定された法律であり、1996年に母体保護法に改正されるまでの間、同法に基づいて、特定の疾病や障害を有する者等を対象とする不妊手術が約2万5000件実施された。旧優生保護法国家賠償請求訴訟は、自分の意思に反して不妊手術を受けさせられた方々及びその配偶者の方々が、2018年以降全国12の地方裁判所及び地方裁判所支部で提起した訴訟である。これまで下級審においては、除斥期間の適用の有無について判断が分かれており、最高裁判所の判断が注目されていた。
- 3 本判決は、まず、旧優生保護法の不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、差別的取扱いに当たるものとして憲法13条及び14条1項に違反するとし、当該規定の立法行為は国家賠償法上違法であるとした。

その上で、除斥期間の適用について、①約48年もの長期間にわたり、国家の政策として不妊手術を受けさせ、多数の者が生殖能力の喪失という重大な被害を受けるに至った点に鑑みると、国の責任は極めて重大であること、②不妊手術によって損害を受けた者に、国に対する損害賠償請求権の行使を期待するのは極めて困難であったこと、③本件にかかる各訴え提起後に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」といいます）の内容は国の損害賠償責任を前提とするものではなかったこと等の事情に照らすと、本件について除斥期間を適用し、国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないと判断した。

本判決が、旧優生保護法の不妊手術に関する規定を違憲であったと明確に断じ、本件被害の重大性を踏まえ、除斥期間に関するこれまでの判例を変更して本件にかかる各事件の原告のみならず全ての被害者に対しても救済の道を開いたことは、まさに最高裁判所が被害者一人一人の人としての尊厳を重く受け止め、人権の最後の砦としての矜持を示したものと見える。

- 4 他方で、旧優生保護法による被害者らは皆高齢であり、国家賠償請求訴訟の原告39名についても提訴後すでに6人が死亡している。

本判決を受け、国は、旧優生保護法による被害の全面的回復に向けて、係属中の全ての国家賠償請求訴訟について和解協議を行い、早期に全面的な解決を図るべきである。

また、一時金支給法を抜本的に改正し、旧優生保護法が違憲であったことを法文に明記した上で、「一時金」ではなく国の損害賠償責任を前提とする適正な額の「補償金」を支給すべきである。一時金支給法については、約2万5000件とされている被害件数に比して2024年5月末時点における認定件数がわずか1110件（4.4%）にとどまっております。対象者への周知について一層の工夫と取組みも必須といえる。したがって、全ての被害者へ存命中の補償を実現するためには、至急の取組みが不可欠である。

- 5 旧優生保護法による被害は、それ自体が重大な人権侵害であるとともに、同法によって社会に浸透した優生思想に基づく差別・偏見は今も存在している。本判決を契機として、これらの根絶を一層図っていくことも社会に課せられた責務である。

当会は、全ての被害者に対する全面的な被害回復へ向けて真摯に取り組むとともに、全ての人の尊厳が認められる社会の実現を目指し、引き続き尽力する決意である。

2024年（令和6年）7月17日

茨城県弁護士会

会長 篠崎和則